

企画総務委員会

送付 20 - 5

定期借地権による公有地活用に関する陳情

受付年月日 平成 20 年 8 月 22 日

陳 情 者 千代田区神田東松下町 17 番地

代表者 さかうえ しょういち
坂上 勝一

他 185 名

陳 情 書

[陳情の趣旨]

一、定期借地権による公有地活用の見直しを求める陳情

[陳情の理由]

現在、千代田区のまちづくり推進部が、「東松下町計画」をすすめています。旧千桜小学校跡地において、四割部分に区営住宅を建築する予定です。残り六割部分には、定期借地権を設定し、デベロッパーに貸与します。そのうえで事務所及び分譲住宅、約33階を建設する。以上がこの計画の骨子です。

小学校跡地に隣接する住民も本計画に、等価交換の型で参加します。その際、地域説明会の内容によれば、デベロッパー、借地保証金、借地使用料等を地権者である隣接住民が決めることとなります。

小学校であったからこそ守ってきた土地が、こんな安易な方法で、事実上私有地と同じになっていくのです。約千坪の小学校跡地は、この地域にとってオアシス的存在でした。若し今後も各地域で、同じ方式がとられるのであれば、私達区民の財産である区有地は、いくら「売却するわけではない」と言っても、私有地と同様です。

地域住民に対する安心安全の確保が、行政の果たすべき大きな役割であるはずです。公有地活用の進め方について、広く区民の意見を聴し、定期借地による公有地活用についての見直しを求めます。

平成20年8月22日

千代田区議会議長 高山 はじめ 殿